

| | |
|--------------|----------------|
| 資 料 提 供 | |
| 平成20年9月9日 | |
| 担当課 (担当者) | 財 政 課 (野 川) |
| 電話(内線) | 7 0 4 3 |

平成20年9月定例県議会付議案

議案第 1号 平成20年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 6号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 7号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 8号 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の設定について(移住定住促進課)

中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利公益活動法人、事業者等の多様な主体が認識を共有し、地域住民と協働して共に手を携え、みんなで中山間地域の振興に取り組んでいくに当たっての基本方針、重点的に取り組む施策等を定めるものである。

(概 要)

①県の責務、市町村の役割、県民等の役割

- ・ 県 中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進
- ・ 市町村 地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組む
- ・ 県民等 中山間地域が有する公益的な機能に対する理解を深め、活性化を目指す取組への参加及び協力

②重点的に取り組む施策

- ・ 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実
- ・ 集落機能の維持及び集落活動の担い手の育成等
- ・ 伝統文化等の継承等
- ・ 産業の振興
- ・ 他地域との交流促進等
- ・ 中山間地域と都市部との共生
- ・ 中山間地域の公益的な機能の維持増進等

③県は、中山間地域の現状把握並びに施策の調査及び研究を行い、施策の充実に努める。

④県は、施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努める。

[公布施行]

議案第 9号 美しい鳥取砂丘を守り育てる条例の設定について（公園自然課）

鳥取砂丘の保全と再生について、適切な利用を推進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的として、県及び砂丘利用者の責務、鳥取砂丘の保全と再生に関する基本的施策、必要な規制等を定めるものである。

（概要）

①県及び砂丘利用者の責務

- ・ 県 関係機関と連携して、保護施策等を総合的に推進する
- ・ 砂丘利用者 保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努める

②県が行う保護施策

- ・ 砂丘利用者への意識啓発
- ・ 砂丘利用者の自主的な取組を促進
- ・ 調査研究の実施
- ・ 保護工事等の推進

③砂丘利用者への規制等

- ・ 10㎡を超える文字、図形又は記号を鳥取砂丘の地面に表示
- ・ ボール、花火、その他の物を投げ、打ち、又は発射
- ・ 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふん、その他の物を投棄
- ・ 上記の行為をした者は、30万円以下の罰金に処する

を禁止する

[平成21年4月1日施行]

議案第10号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事・評価室）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正等に伴い、条例名を改める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①条例名の変更

現行 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
→ 改正後 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

②所要の規定の整備

現行 民法第34条の規定により設立された法人
→ 改正後 一般社団法人又は一般財団法人 ほか

③職員を派遣することができる公益法人等の変更

財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会、財団法人鳥取県体育協会、財団法人鳥取県天神川流域下水道公社、日本赤十字社を派遣することができる公益法人等から削除

[平成20年12月1日施行]

議案第11号 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について（文化政策課）

倉吉未来中心の利便性の向上及び効率的な管理運営を図るため、指定管理者の選定を公募により行う（現行 知事はその候補者を選定する（指名指定））ことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（長寿社会課）

福原荘を民営化（平成21年4月）することに伴い、福原荘に係る規定を削る等、所要の改正を行うものである。

[平成21年4月1日施行]

議案第13号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興戦略総室）

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内経済の活性化を図るため、企業立地等事業補助金に係る補助対象の拡大等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①製造業者等が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合は、その生産に係る投下固定資産額及び貸借に要する費用を新たに助成対象とする。
- ②製造業者等で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備の取得に係る事業について、補助制度を創設する。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県水産事務所設置条例の一部改正について（水産課）

漁業取締業務の効率化を図るため、漁業取締船はやぶさの根拠地を境港（現行 鳥取港）へ移転させ、海面漁業取締りに関する事務の所管を境港水産事務所（現行 水産課）に変更するものである。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県道路占用料徴収条例等の一部改正について（道路企画課 ほか）

地価の下落等に伴い、国が管理する国道の占用料の額が規定された道路法施行令が改正されたことにかんがみ、本県における道路占用料の額等も同様の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

（改正される占用料等）

- ・道路占用料
- ・国有地使用料
- ・海岸保全区域占用料
- ・河川区域土地占用料
- ・砂防設備等占用料
- ・漁港施設占用料及び漁港区域内公共空地等占用料
- ・港湾施設用地使用料及び港湾区域内公共空地等占用料

[平成21年4月1日施行]

議案第16号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

安心して産科医療を受けられる環境整備を目的として、県立病院が産科医療補償制度（運営組織 財団法人日本医療機能評価機構）へ加入することに伴い、保険料を分べん料と併せて徴収するため、分べん料の額の改正等、所要の改正を行うものである。

（概要）現行 74,900円 → 改正後 104,900円

（単胎の場合で、午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん） ほか

[平成21年1月1日施行]

議案第17号 工事請負契約（鳥取県庁舎耐震補強整備業務）の締結について（総務課）

工 事 名：鳥取県庁舎耐震補強整備業務
工 事 場 所：鳥取市東町一丁目220番地 ほか
契約の相手方：大成建設グループ
契 約 金 額：2,268,000,000円
工事完成期限：平成23年12月27日

議案第18号 工事請負契約（県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良））の締結について
 （道路建設課）

工 事 名：県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良）
 工 事 場 所：八頭郡八頭町船岡
 契約の相手方：県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良）極東・中一建設共同企業体
 契 約 金 額：427,245,000円
 工事完成期限：平成21年10月19日

議案第19号 財産を無償で貸し付けること（死亡牛一時保管施設）について（畜産課）

貸 付 先：社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会
 貸 付 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|--------------------|-----|----------------------|
| 東伯郡琴浦町大字松谷 字西高野 | 土 地 | 1,211.40㎡ |
| | 建 物 | 157.19㎡（1棟） |
| | 工作物 | 汚水槽、貯水槽及び水道施設 各一式 |

貸 付 期 間：平成20年12月1日から平成25年11月30日まで（5年間）
 無償貸付理由：死亡牛一時保管業務を円滑に行うため、当該業務の用に供する施設を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第20号 財産を無償で譲渡すること（園芸試験場倉吉ほ場内バイオテクノロジーセンター）について
 （農林総合研究所企画総務部）

相 手 方：鳥取中央農業協同組合
 譲 与 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 |
|-------------|-----|-----------------------------|
| 倉吉市大谷茶屋字イザ原 | 建 物 | 570.50㎡（3棟） |
| | 工作物 | パイプハウス等 9棟 電気設備、機械設備等 一式 |

無償譲渡理由：鳥取中央農業協同組合が行うニンニク特産地づくりの取り組みを支援し、県産農産物の生産振興及び県内農業者の経営の安定に資するため、当該取り組みの用に供する施設を無償で譲渡するものである。

議案第21号 財産の処分（（元）東部健康増進センター用地）について（健康政策課）

相 手 方：国
 処 分 財 産：普通財産

| 所在地 | 種 類 | 数 量 | 処分予定価格 |
|-----------|-----|------------|-------------|
| 鳥取市松原字田ノモ | 土 地 | 56,315.45㎡ | 87,314,834円 |

処 分 理 由：一般国道9号鳥取西道路の用地とするため処分するものである。

議案第22号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（財源確保室）

和解の相手方：鳥取市 企業
 和解の要旨：県は、損害賠償金8,977,500円を和解の相手方に支払う。
 概 要：県が和解の相手方へ売却した県有地（鳥取市青葉町）において、県が以前使用していた建物等に付随する埋設物が地中から発見されたため、和解の相手方が負担した当該埋設物の撤去等に要した費用を県が負担しようとするものである。

議案第23号 工事代金の未払に係る和解について（道路建設課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、工事代金の未払金195,300円を和解の相手方に支払う。

概要 要：平成16年度3・4・4号上町松並線（大工町工区）地先境界ブロック設置工事において、県は、契約締結を行わないまま、担当者の口頭指示のみで和解の相手方に当該工事を施工させたことにより、工事代金が未払のままとなっているものである。

議案第24号 損害賠償の額の確定及び盛土撤去に関する調停の申立てについて（道路建設課）

土地使用料の未払による損害賠償の額の確定及び契約期間経過後も占有している物件を撤去すること等に係る調停の申立てをすることについて、議会の議決を求めるものである。

（概要）

調停の相手方：鳥取市 個人

申立て要旨：県が、平成18年度国道482号淵見2号橋下部工事（2工区）（補助橋整備）の工事用ヤードとして、調停の相手方から借受し、盛土して使用していた土地について、契約期間最終日である平成19年5月30日を経過した後も、手続きを経ずに使用しており、土地使用料の未払が生じている。

県は、調停の相手方に対し謝罪するとともに、県の基準に基づき算定した使用料（3,200円/年）をもって和解するよう試みてきたが、交渉及び当該地の立入りも拒絶しており進展が見込めないため、未払いとなっている土地使用料に係る損害賠償の額の確定及び当該土地を占有している盛土等の撤去作業並びにこれに伴う土地の立入りについて和解するため、調停を申し立てるものである。

議案第25号 上町地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う損害の賠償に係る和解について（治山砂防課）

和解の相手方：甲 鳥取市 企業

乙 智頭町 企業

和解の要旨：甲は損害賠償金155,708円を、乙は損害賠償金155,707円を、それぞれ県に支払う。

概要 要：甲が県に納入した、上町地区急傾斜地崩壊防止工事に係る測量及び詳細設計業務の成果物に瑕疵があり、当該成果物に基づき乙が施工した工事により、継続工事のための工事用地が不足することとなった。その結果、県は、工事用地を追加買収する等の必要が生じた。

甲には設計図面の作成及び照査において、乙には事前照査及び施工管理において、それぞれ注意義務を怠った過失が認められるため、県に生じた損害の賠償について和解するものである。

議案第26号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金44,938,440円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成17年3月28日及び29日、鳥取県立厚生病院の医師が和解の相手方に行った、頸椎症の治療のための手術に起因して、上下肢麻痺を引き起こしたものである。

議案第27号 鳥取県土地開発公社定款の一部変更について（県土総務課）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が制定されたこと等に伴い、鳥取県土地開発公社定款中引用している用語の改正を行うものである。

（概要）

・監事の職務が規定された法律名の変更

現行 民法 → 変更後 公有地の拡大の推進に関する法律 ほか

[平成20年12月1日施行 ほか]

議案第28～44号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

| 議案番号 | 施設名 | 指定方法 | 指定管理者となる団体 |
|------|---------------------------------|------|--|
| 28 | 人権ひろば21 | 指名 | 社団法人鳥取県人権文化センター |
| 29 | 福祉人材研修センター | 指名 | 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 |
| 30 | 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園 | 指名 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 |
| 31 | 障害者体育センター | 公募 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 |
| 32 | 皆生尚寿苑 | 指名 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 |
| 33 | 鳥取砂丘こどもの国 | 公募 | 財団法人鳥取県観光事業団 |
| 34 | 布勢総合運動公園 (コカ・コーラウエストスポーツパーク) | 指名 | 財団法人鳥取県体育協会 |
| 35 | 東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く) | 公募 | 財団法人鳥取県観光事業団・株式会社 チュウブ共同企業体 |
| 36 | 東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る) | 公募 | 財団法人鳥取県観光事業団 |
| 37 | 氷ノ山自然ふれあい館 | 公募 | 財団法人鳥取県観光事業団 |
| 38 | 生涯学習センター | 公募 | 財団法人鳥取県教育文化財団 |
| 39 | 鳥取産業体育館・鳥取屋内プール | 公募 | 財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジ ーコミュニケーションネットワーク共 同企業体 |
| 40 | 米子屋内プール | 公募 | 財団法人鳥取県体育協会 |
| 41 | ライフル射撃場 | 公募 | 鳥取県ライフル射撃協会 |
| 42 | 武道館 | 指名 | 財団法人鳥取県体育協会 |
| 43 | 倉吉体育文化会館 | 公募 | 財団法人鳥取県体育協会 |
| 44 | 米子産業体育館 | 公募 | 財団法人鳥取県体育協会 |

議案第45号 平成19年度鳥取県営企業決算の認定について(企業局経営企画課)

議案第46号 平成19年度鳥取県営病院事業決算の認定について(病院局総務課)

議案第47号 専決処分の承認について

(1) 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について(平成20年8月11日専決)(景観まちづくり課)

車いす使用者便所の設置基準を適用する特別特定建築物(学校を除く)の建築の規模を見直すため、所要の改正を行うものである。

(概要)

現行 床面積の合計が100㎡以上

改正後 その用途に応じて、床面積の合計が100㎡以上、200㎡以上、500㎡以上、1,000㎡以上、2,000㎡以上

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成19年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

(件 数 16件 繰越額 895,301千円)

報告第 2号 平成19年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

(件 数 96件 繰越額 16,237,524千円)

報告第 3号 平成19年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

(件 数 3件 繰越額 80,937千円)

報告第 4号 平成19年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

(件 数 3件 繰越額 37,665千円)

報告第 5号 平成19年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

(件 数 2件 繰越額 24,842千円)

報告第 6号 平成19年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

(件 数 1件 繰越額 4,205千円)

報告第 7号 平成19年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

(件 数 1件 繰越額 24,063千円)

報告第 8号 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

(件 数 1件 繰越額 2,034千円)

報告第 9号 平成19年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

(件 数 2件 繰越額 68,250千円)

報告第10号 平成19年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)

(件 数 5件 繰越額 505,536千円)

報告第11号 議会の委任による専決処分¹の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成20年6月18日専決)

(人権教育課)

(和解の相手方：八頭町 個人 連帯保証人 1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等215,464円について、平成20年6月から全額返還するまで毎月8,000円ずつ県に支払うこと。)

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成20年6月18日専決)

(人権教育課)

(和解の相手方：智頭町 個人
和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等90,950円について、平成20年6月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。)

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年6月29日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金130,019円（県過失6割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年3月19日、和解の相手方の被代理人が、主要地方道東伯野添線を小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成20年7月1日専決）（人権教育課）

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人 1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等670,504円について、平成20年7月から全額返還するまで毎月11,000円ずつ県に支払うこと。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成20年7月1日専決）（人権教育課）

和解の相手方：借受者の連帯保証人 1名
和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等276,700円について、平成20年7月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年7月9日専決）（道路企画課）

和解の相手方：岡山県真庭市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金49,833円（県過失6割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年3月20日、岡山県真庭市在住の個人が、一般国道313号を和解の相手方所有の小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成20年7月9日専決）（人権教育課）

和解の相手方：北栄町 個人 連帯保証人 1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等377,913円について、平成20年8月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成20年7月9日専決）（人権教育課）

和解の相手方：北栄町 個人 連帯保証人 1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等604,150円について、平成20年8月から全額返還するまで毎月16,000円ずつ県に支払うこと。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年7月11日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金27,460円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年5月23日、和解の相手方が、一般県道倉吉環状線の歩道を歩行中、歩道内の側溝のふたに足をかけたところ、ふたが陥落したため側溝にはまり、同人が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年7月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金260,430円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年2月18日、東部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中、排雪した雪により和解の相手方所有の石灯籠を破損させたものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年7月23日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：国
和解の要旨：県は、損害賠償金123,152円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年4月15日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、運転操作を誤って和解の相手方が設置する横断防止柵に衝突し、同横断防止柵を破損させたものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年7月23日専決）
(子育て支援総室)

和解の相手方：米子市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金107,201円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成19年12月21日、米子児童相談所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折する際、交差点を直進する和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成20年8月5日専決）（住宅政策課）

相手方：県営住宅高草団地 入居者 1名 保証人 1名
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月6日専決）（県土総務課）

和解の相手方：福岡市 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金262,542円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成19年7月20日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、信号待ちで停止後、青信号になったため発進したところ、前方で停止していた和解の相手方所有の小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(15) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成20年8月11日専決）
(人権教育課)

相手方：借受者 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(16) 鳥取県消防顕彰金条例の一部改正について（平成20年8月18日専決）（消防チーム）

消防組織法の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。
[公布施行]

(17) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について
(平成20年8月18日専決) (景観まちづくり課)

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。
[公布施行]

(18) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の設定について（平成20年8月22日専決）（税務課）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が制定されたことに伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県税条例
- ・鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立自然公園条例
- ・鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

[平成20年12月1日施行]

(19) 職員の給与に関する条例の一部改正について（平成20年8月22日専決）（給与室）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

[平成20年10月1日施行]

(20) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
（平成20年8月22日専決）（福利厚生室）

地方自治法の一部改正に伴い、条例中引用している用語の改正（現行 報酬 → 改正後 議員報酬）を行うものである。

[平成20年9月1日施行]

(21) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月22日専決）（県土総務課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金95,780円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年5月16日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(22) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月26日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金126,263円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成20年7月10日、県営住宅永江団地のベランダ天井部コンクリートが老朽化により剥離し、和解の相手方所有の普通乗用自動車の上に落下し、同車両が破損したものである。

(23) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月26日専決）（農政課）

和解の相手方：米子市 法人

和解の要旨：県は、損害賠償金39,722円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年12月10日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、カーブにおいて和解の相手方所有の普通特種自動車（車いす移動車）に接触し、双方の車両が破損したものである。

(24) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月26日専決）（農政課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金90,062円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成19年6月20日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、用務先の敷地から道路へ後退した際、道路を直進する和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(25) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年8月27日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：米子市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金179,472円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年4月28日、和解の相手方が、特別県営住宅上福原第一特別団地内を普通乗用自動車で行中、側溝の上を通過したところ、側溝のふたが跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(26) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成20年9月2日専決）（警察本部会計課）

和解の相手方：福岡市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金316,562円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成20年7月5日、鳥取警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

報告第12号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

（産業振興戦略総室）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成19年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第13号 法人の経営状況について

（財団法人とっとり政策総合研究センター ほか20法人）

報告第14号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

（財団法人とっとり政策総合研究センター ほか20法人）

報告第15号 長期継続契約の締結状況について

（件数 新規 20件）